

通知カードについてのよくあるご質問

マイナンバーQ&A

10月からマイナンバー通知カードの送付が開始され、届いた方から多く質問が寄せられています。特に多い質問を紹介するとともに、それについてお答えします。

質問 届いた書類は、どう取り扱えば？

答 通知カードは、上部に「通知カード」と記載された用紙の、キリトリ線から上の薄緑色の部分であり、あなたのマイナンバーを通知したものです。また、キリトリ線からは個人番号カードの申請に使うものとなります。お手元に届けられた書類は全て重要ですので、大切にしてください。

質問 通知カードは、何に使うの？

答 通知カードは、手元に届いたその時から、転入・転出・転居の届け出の

「通知カード」の表記



通知カード（表面）

際に必要となります。また、今後は給与支払いのある勤務先から、社会保険や年金手続きのため提示を求められることがあります。

質問 個人番号カードは、すぐ申請が必要？

答 個人番号カードは、身分証明書として使用できます。このため、身分を証明する物が必要な方やパソコンで税の電子申告を行う方は申請してください。通知カードのキリトリ線の下部分は、個人番号カードの交付申請書となっています。申請の際は、キリトリ線に沿って切り離し、必ず通知カードは手元に残してください。なお、個人番号カードの

申請については、いつでも可能です。

◎不審な電話にご注意を

マイナンバーの通知や利用などの手続きで、公的機関や企業などから個人番号や口座番号等を電話などで問い合わせることは絶対ありません。

不審な電話やメールがあった場合は、次の窓口へ連絡・相談してください。

▼マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-9510178）

▼消費者ホットライン（☎188）

◆**問い合わせ** 町町民課住民記録チーム（通知カード担当 ☎82-3111 内線121）へどうぞ。

合併処理浄化槽の設置補助金を交付します

町では、生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成28年度の申し込みを受け付けますので、浄化槽の設置をご検討ください。

場合があるため、事前にお問い合わせください。なお、被災されていない方への補助金は来年2月に募集します。

▽補助条件 東日本大震災で被災された（家屋が大規模半壊以上の判定を受けた）方で、平成28年4月1日から29年3月1日までに浄化槽を設置する場合

▽対象地区 豊間根、荒川、石峠、山谷、山田の一部、織笠の一部、小谷鳥など

▽補助金の額
 ・5人槽：44万円
 ・7人槽：55万1千円
 ・10人槽：73万5千円

※国・県と町単独の上乗せ補助金の総額となります。

▽受付期間 12月1日～12月28日（土・日曜日、祝日は除く）

◆**問い合わせ** 町上下水道課下水道庶務係（☎82-3111 内線256）へどうぞ。

